

国民健康保険税について

1. 納税義務者

国民健康保険税は世帯ごとに計算するため、世帯主が納税義務者となり、通知書なども世帯主の方に送付します。

世帯主本人が国民健康保険加入者でない場合でも納税義務者となります。(擬制世帯主といいます。)

2. 国民健康保険税の税率

市は県が示した標準保険税率を参考に保険税率を設定し、国民健康保険制度を運営しています。しかし、年々被保険者数が減少傾向にある一方で、被保険者の高齢化や医療の高度化などにより、一人当たりの医療費が年々増加傾向にある状況のため、安定的な運営が難しくなる恐れがあります。

そこで、滋賀県では、安定的な運営を図るため、令和9年度から同じ所得・世帯構成であれば、県内どこに住んでも保険税は同じとなる県内保険税水準の統一化を進めていますが、市の保険税水準は県より低い状況にあります。これらの状況に対応するため、国民健康保険特別会計の繰越金を活用し、被保険者の負担軽減を図りつつも令和8年度の市の保険税率を改定しました。

◎令和8年度から、児童手当の拡充や出産・子育て支援など、社会全体で子育て世帯を支えるための「子ども・子育て支援納付金」制度が導入されます(下表(4))。少子化対策の抜本的強化にあたり、少子化対策により受益を有する全世代が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

《 令和8年度 税率 》

区 分		(1)医療保険分 (0~74歳)	(2)後期高齢者 支援金分 (0~74歳)	(3)介護保険分 (40~64歳)	(4)子ども・子育て 支援金分【新】 (0~74歳)
(A) 所得割	基準総所得金額(※) に対し	7.10%	2.68%	2.25%	0.27%
(B) =①+②	①均等割	31,000円	11,300円	12,100円	1,100円
	②18歳以上 均等割	—	—	—	50円
(C) 平等割	1世帯につき	20,300円	7,700円	6,100円	700円
課 税 限 度 額		67万円	26万円	17万円	3万円
(1)医療保険分[A+B+C] + (2)後期高齢者支援金分[A+B+C] + (3)介護保険分[A+B+C] + (4)子ども・子育て支援金分[A+B+C] = 1年間の国民健康保険税					

国民健康保険税は、前年中の所得に応じて計算される所得割(A)、国民健康保険に加入される人数に応じて計算される均等割(B)、加入世帯に対して課税される平等割(C)の合計額になります。

※基準総所得金額とは、被保険者ごとに総所得金額等から43万円を控除した額の合計です。

3. 均等割・平等割の軽減

世帯主とその世帯に属する被保険者の所得金額の合計額が次の基準以下の世帯については、均等割と平等割が軽減されます。また、未就学児の均等割は2分の1が軽減されるとともに、18歳未満の被保険者にかかる子ども子育て支援金分の均等割は全額軽減されます。

軽減対象	軽減割合	前年中の世帯の所得金額の合計額が下記の金額以下
均等割 ・ 平等割	7割	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
	5割	43万円 + 31万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
	2割	43万円 + 57万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

※軽減の判定は、賦課期日(4月1日)、または国民健康保険加入時(新たに加わった世帯が対象)に行います。

※65歳以上の人は公的年金所得から15万円を控除して軽減判定します。

国民健康保険税の年金からの特別徴収について

「年金からの特別徴収」とは、国民健康保険税を年金からの引去りにより納付していただく制度です。

1. 特別徴収の対象となる世帯の方

次の①～③のすべてに当てはまる世帯は、世帯主の年金からの特別徴収（引去り）になります。

- ① 世帯主が国民健康保険加入者であること
- ② 国民健康保険の加入者全員が65歳以上75歳未満であること（75歳に到達する年度は除く）
- ③ 特別徴収の対象となる年金（老齢基礎年金等いずれかひとつ）の年額が18万円以上あり、かつ国民健康保険税の額が介護保険料と合わせて年金額の2分の1を超えないこと

* 該当されない世帯の方は、普通徴収（納付書や口座振替）で納めていただきます。

2. 年金からの特別徴収の方法

- 年6回（偶数月）の年金支給の際、特別徴収します。対象となる年金は、老齢基礎年金等です（企業金等からは特別徴収されません）。
- 国民健康保険税額は6月に決定しますので、4月、6月及び8月に支給される年金からは、原則として、前年度の2月に特別徴収した金額と同額を引き去りします（これを仮徴収といいます）。
- 税額の決定後、仮徴収額との差額を10月以降に支給される年金から特別徴収します。

3. その他

- 年金からの特別徴収は、申請により口座振替による納付に変更することができます。（国民健康保険税の未納がない方に限ります）
- 今回の通知で、10月から年金からの特別徴収が開始になる予定の方でも、介護保険料の金額によっては、普通徴収に変更になる場合があります（この判定は、7月に行います）。
- 所得税及び市・県民税の社会保険料控除について
年金から特別徴収された国民健康保険税については、その年金の受給者に社会保険料控除が適用されま
す（同一世帯の他の方の社会保険料控除には適用できませんので、ご注意ください）。

1年間に納付された社会保険料のお知らせの送付時期について

- 1年間で納付された社会保険料（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料）のお知らせを1月下旬頃に送付いたします。年末調整等で事前に必要な方は下記（税務課市民税係）にご連絡ください。
 - なお、納付済額は普通徴収（納付書や口座振替）で納付された金額のみが記載されます。
 - 年金からの特別徴収のみの方は、年金の源泉徴収票に納付の記載があるため、この通知は送付しません。
- ※令和7年分までは国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料をまとめて一枚のハガキで発送していましたが、令和8年分からは個別での発送となりますので、ご注意ください。

その他のお知らせ

- 口座振替、他の取扱金融機関窓口またはコンビニエンスストア店舗での納付、スマートフォンアプリ決済サービスをご利用ください。
- 出産者にかかる産前産後期間の国民健康保険税を軽減する制度があります。軽減を受けるには申請が必要です。詳しくはホームページをご覧ください。

○ 所得の申告をお願いします

軽減を適用するためには、前年中の所得の確認が必要です。国民健康保険税を正しく算定するため、所得がない場合でも申告書を提出してください（住民税における被扶養者となっていることが確認できる方を除く）。1月2日以降に転入された方は、前住所地の市区町村に所得照会を行います。前年中に所得のあった方には、簡易申告書を提出していただく場合があります。

お問い合わせ先（栗東市役所）

税務課 市民税係（課税の内容について） TEL：077-551-0106 FAX：077-551-2010
納税推進室（納付の相談について） TEL：077-551-0107 FAX：077-551-2010
保険年金課 国保係（国保制度や加入・脱退の手続きについて） TEL：077-551-1807 FAX：077-553-0250